

市民参加実施記録

案 件	伊達市景観条例・伊達市景観計画について
市民参加の方法	説明会
実施日時 及び場所等	令和2年7月29日（水） 18：30～19：30 黄金地区コミュニティーセンターはまなす館
所管部課名	建設部都市住宅課
<p>【概要】</p> <p>■出席者 伊達市建設部都市住宅課 5名 伊達市建設部建設課 1名 教育部生涯学習課 1名 住民 28名</p> <p>1. 開会 2. 挨拶 伊達市建設部都市住宅課長 3. 説明 資料に沿って伊達市より説明 4. 質疑応答</p> <p>○住 民 新聞で報道されていた新設道路のルートについて、説明はあるのか。</p> <p>●伊達市 ルート等は何も決まっていません。道路用地の購入の目途がたってから、住民説明会を行います。</p> <p>○住 民 特定景観区域の届出対象行為や配慮事項についての条件は、黄金地区だけのものか。</p> <p>●伊達市 世界遺産推進本部で定めた遺跡とその周辺の緩衝地帯の範囲が対象でありその条件は、先行して景観計画を策定し運用している基準をベースとしつつ、北黄金貝塚周辺の地域特性に応じた基準としています。</p> <p>○住 民 特定景観区域の範囲をわかりやすく教えて欲しい。</p> <p>●伊達市 敷地の真ん中を通す様なことは無く、地番界や道路境界により区切っています。</p> <p>○住 民 伊達市全域が一般景観区域ということか。</p> <p>●伊達市 特定景観区域を除く、行政区域全域が一般景観区域となります。</p> <p>○住 民 一般景観区域に4階建て以上の建物を建てる場合、どのような手続きが必要か。</p> <p>●伊達市 伊達市に届出を頂き、計画が周辺との調和がとれているものか確認し、問題がなければ工事に着手していただきます。</p>	

- 住 民 一般景観区域に4階建て以上の建物を建てる場合、どのような手続きが必要か。
- 伊達市 伊達市に届出を頂き、計画が周辺との調和がとれているものか確認し、問題がなければ工事に着手していただきます。
- 住 民 世界遺産登録がされなかった場合も、景観条例と景観計画をつくるのか。
- 伊達市 他の遺跡を持っている自治体と足並みを揃えるためにも、つくっていくこととなります。
- 住 民 特定景観区域の家が老朽化した場合、景観的に良くないから改善を求めるのか。
- 伊達市 景観計画が出来た後に、住宅を建てるとか、外壁塗装を行う場合に制限がかかります。
- 住 民 特定景観区域内で、配慮事項を無視するなどの問題が起きた場合は、どうなるのか。
- 伊達市 配慮事項に協力して頂ける様に、説明等をしていくこととなります。